

第4回成長力底上げ戦略推進円卓会議議事概要

日 時：平成19年12月26日（水） 9：00～10：00

場 所：官邸2階小ホール

出席者：樋口議長、小島議長代理、太田委員、岡村委員、清成委員、佐伯委員、桜田委員、高木委員、丹羽委員、町村官房長官、大田内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、木村内閣府副大臣、加藤内閣府大臣政務官、佐藤総務副大臣、額賀財務大臣、池坊文部科学副大臣、舛添厚生労働大臣、若林農林水産大臣、甘利経済産業大臣、金子国土交通大臣政務官、大野官房副長官、二橋官房副長官

（大田大臣） おはようございます。ただいまから、「成長力底上げ戦略推進円卓会議」の第4回目の会合を開催いたします。

年末のお忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

「成長力底上げ戦略」につきましては、これまで3回にわたり議論を深めてまいりました。前回7月の円卓会議では、政労使の合意もいただきまして戦略の推進に大きな貢献をいただいたところです。今回は、7月以降の戦略の推進状況等についてご報告させていただくとともに、前回に引き続き「成長力底上げ戦略」の重要な柱であります「中小企業の生産性向上と最低賃金の引上げ」などについて、議論をいただきたいと思っております。

それでは、樋口議長に議事の進行をお任せいたします。

[プレス退室]

（樋口議長） それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

まず、新委員のご紹介をしたいと思います。

役職の異動に伴いまして、日本商工会議所会頭の岡村正さんが就任なされました。よろしくお願いたします。また、本日は欠席ですが、日本経団連副会長の氏家純一さんも就任されております。

なお、本日は、小出委員、竹中委員が欠席でございます。

本日の会議ですが、最初に戦略の進捗状況に関しまして報告を受け、その後、生産性向上と最低賃金に関する議論に進みたいと考えております。

まず、進捗状況について事務局から説明をお願いいたします。

（山崎内閣府官房審議官） まず、お手元の資料でございますが、説明資料1でございます。

最初に、この底上げ戦略の柱の1つでございますジョブ・カードについてご報告申し上げます。

このジョブ・カードでございますが、ここに書いてございますように、フリーター、子育て終了後の女性、母子家庭の母親等に対しまして、企業の現場で実践的な職業訓練の機会を提供するというものでございます。そして、このジョブプログラムと呼んでございますが、この履修証明等を記載したものをジョブ・カードとして交付するというものでございます。

12月にこのジョブ・カードの構想委員会がございまして、そこでこのジョブ・カードに関します詳細設計が最終的にとりまとめてございます。

具体的には、20年から3年でございます。50万人。さらに5年間で100万人程度のジョブ・カードの取得者を目指すと。特に、コアになりますこのジョブ・カードプログラムの修了者に関しましては、20万、40万人程度を目指するというものでございます。

予算でございますが、20年度の予算案としましては、全体で201億円という予算を確保してございます。具体的にはこの推進体制、ジョブ・カードセンター等の設置でありますとか、テレコンサルティング、さらにはこの研修を受ける方に対する経済的支援といったものが内容でございます。

20年度からこの制度の本格実施を目指すということで、19年度中にも選考プロジェクトを実施していこうと、こういう状況になっている次第でございます。

次が、説明資料2でございますが、2つ目の柱でございますが、福祉から雇用へ推進5カ年計画というものでございます。具体的には、障害者でありますとか、生活保護世帯、母子家庭等の方々に关しまして、可能な限り就労による自立・生活の向上を図るというものでございまして、具体的には平成19年度を初年度としまして、5年間の計画というものでございます。

ここに書いてございますように、例えば障害者に関しましては、平成25年度に雇用障害者数を64万人にするという目標を設定してございます。

また、生活保護世帯もしくは母子家庭世帯に関しましても、その就労を促進していくというものでございます。

次のページに書いてございますが、具体的な施策としましては、それぞれの地域におきまして、この就労支援体制、これを全国展開しようというものでございます。

また、ハローワークを中心としまして、チーム支援、さらには障害者の雇用促進法の整備、そして関係者の意識改革と、こういったものを推進方策として展開していくというものでございます。

次に、説明資料3でございますが、この底上げ戦略に関しまして、20年度の予算案の概要でございますが、これは各省別に並んでございますが、例えば最初でございますのは、厚生労働省でございますけれども、20年度予算案では549.7億という形で、前年度予算に比べますと、2倍以上というものを確保してございます。

それから、次の6ページ目でございますが、農林水産省の予算でございますが、これに関してもここにありますように、80億以上の予算を確保しているというものでございます。

それから、7ページ目でございますが、経済産業省関係でございますが、これに関しましては、中小企業の生産性向上プロジェクト等が中心でございますが、20年度予算におきまして504.9億円という形で、これらに関しても大幅な増といいたししょうか、そういう予算を確保しているという状況でございます。

最後に9ページでございますが、国土交通省関係におきましても、こういう形で20年度予算案を確保という形で措置しているというものでございます。

以上でございます。

(樋口議長) ありがとうございます。これまでの説明につきまして、何かご発言ございましたらお願いいたします。

(厚生労働大臣) 厚生労働省といたしましても若者、女性、障害者など働く人、一人一人の状況やニーズに応じたきめ細かな政策展開を図るべく、平成20年度におきましては、平成20年度から本格的にスタートするジョブ・カード制度による職業能力形成機会に恵まれない方々への支援、新たに取りまとめた福祉から雇用へ推進5カ年計画に基づく障害者生活保護世帯、母子家庭世帯の就労支援、さらに本会で成立した最低賃金法改正の円滑な施行の3点に重点を置きまして、19年度277億円から今ご説明がありましたように20年度は549億円の大幅な予算増を図るなど、本戦略の本格実施に積極的に取り組んでまいりたいと思います。以上です。

(樋口議長) ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、ほかになければ、本日の本題に入りたいというふうに思います。生産性向上等最低賃金に関する議論に進みたいと思っております。

それでは、まず事務局から説明をお願いします。

(山崎内閣府官房審議官) お手元の説明資料4でございます。横紙でございますが、まず円卓会議におけますこれまでの議論についてご紹介申し上げます。

まず1枚開けていただきまして、これまでの議論の流れでございますが、この円卓会議は3

月22日が第1回でございました。第3回目でございますが、7月9日に政労使の合意という形で、4点合意されてございます。

具体的には中小企業等の生産性向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針という点で、年内を目途に取りまとめるというものでございます。2番目が最低賃金の法改正案の速やかな成立を期待する。3番目が、労働生産性の向上における中小企業生産性向上プロジェクトに全力を挙げて取り組むこと。そして、4番目が、中央最低賃金審議会においては、19年度最低賃金について円卓会議の議論を踏まえた審議の要望というものでございます。

それを踏まえまして、まず右の方でございますが、最低賃金関係で申し上げますと、19年度の地域別の最低賃金でございますが、この改定が行われました。先ほどの合意を踏まえまして、ここにありますように、19年度に関しましては、前年を大幅に上回る14円という答申が出てございます。それを踏まえて、地方最低賃金審議会において、この最低賃金の金額の引き上げが行われたということでございます。

さらに、11月28日でございますが、最低賃金法の改正法案が成立したというものでございます。

一方、中小企業でございますが、中小企業の実産性向上に関しまして、11月に「中小企業の実産性向上プロジェクト」というのが策定されました。この4点でございますが、これが策定して推進されるというものでございます。

今回、第4回になります。これを踏まえた上で、中小企業等の生産性向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針の検討が進められているというものでございます。

次の12ページ目が、今申し上げました第3回におけます合意事項でございます。これは説明は省略させていただきますが、このうち2、3、4につきましては、今申し上げましたように、それぞれ措置されてございまして、課題として残っておりますのは、一番上の1行でございます。

読み上げさせていただきますが、本会議は働く人の格差の固定化を防止する観点から、中小企業等の生産性の向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針について、今後継続的に議論を行い、各地域の議論を喚起しながら、年内を目途にとりまとめるものとする、というものでございます。

次の13ページ目でございますが、これは前回の、この政労使の合意のときに、議論となりました最低賃金の中長期的な引き上げの1つの目標とする考え方というものを整理したものでございます。

議論としては、結論は出ておりませんが、3つの案、1から3という案を提示させていただいております。

まず、案の1でございますが、生活保護水準への引上げを目指すという考え方でございます。ここにも書いてございますように、最低賃金は労働者の生計費を基準とすべきであり、その点で、「生活保護水準」を上回る水準の引上げを目指す考え方でございまして、一定期間をかけて「生活保護水準」への引上げを行うというものでございます。

ただ、この場合にも、生活保護水準を具体的にどう考えるかという論点がございまして、生活扶助や住宅扶助といったものもございまして、さらに働いている方に対しましては、勤労控除という形でございます。この目指すべき水準をどう考えるかという論点がございました。

ちなみに参考でございますが、18年度のデータでございますが、最低賃金、これは18年でございますので、673円でございます。それに対しまして、生活保護の生活扶助と住宅扶助というものを考えますと、これは702円という形になるわけでございます。

案の2でございますが、高卒初任給の引上げを目指すべきではないかという考え方でございます。

ここに書いてございますように、一般的に、常用雇用者としては最も賃金が低い初任給の水準を考慮するというので、高卒の初任給の水準というのを目指すべきではないかというものでございまして、18年度の水準で申し上げますと、高卒初任給は平均で914円、時給でございます。最も低い分類で720円という形になります。

案の3でございますが、平均賃金の一定割合という引上げを目指すべきではないかという考えがございまして、賃金の全体動向を考慮しまして、最低賃金が平均賃金の一定割合となるように引上げを目指すという考え方でございます。

具体的には、18年の平均賃金が1807円でございます。これの4割としますと723円、さらに5割としますと904円というものでございます。

そして、次の14ページでございますが、こうした案をベースに議論いただいた主な意見でございます。

この円卓会議及びさらに各県で行っています地方版の円卓会議で、いろいろ意見がございまして、それに関してまとめたものでございます。

まず、14ページでございますが、1としまして労働者の生計費に即した水準とすべきではないかという、こういうご意見でございます。

例えば、一番最初の○でございますが、最低賃金は労働者の生活安定を保障する最低限の賃

金水準を意味するものならば、算定根拠は労働者の生計費に絞るのが筋であるといものでございます。

さらに、○の3つ目でございますが、生活できるかどうかということを考えた上で、日本の最低賃金を決めて、それが広く受け取れるようなシステムを考えていかなければならない。最近賃金の該当者の大半は女性労働者であり、一家の生計を支える女性がいることから最低賃金の大幅な引き上げが必要ではないか。

さらに、地域の賃金水準に魅力がないことは、若者の定着に負の要因として働くということでございます。

2番目が生活保護水準での逆転現象を解消すべきという点でございます。最低賃金を引き上げて、生活保護との逆転現象が起こらないようにしなければならないということでございます。

3番目が、高卒初任給に準拠した水準というものでございまして、最賃制度のスタート時は中卒初任給をベースとして設定されたと。それを考えますと、今後については高卒初任給を準拠の基準とするべきではないかといものでございます。

4番目は、平均賃金の一定水準とすべき、ということでございますが、今の最低賃金は先進国の中でも低いということが印象であると。中長期的な引上げ方針としては、ルール、指標が要るのではないかと。例えば、一般労働者の平均賃金、例えば50%がよいのか議論したらよい、というものでございます。

一方、次の15ページでございますが、生産性向上との関係でございます。

まず、中小企業の実産性向上、まず先行させるべきではないかというご意見でございます。中小企業の場合、業績が上がるような仕組みを考え、そういう点に注力しないと、最低賃金のところまで行かないというものでございます。

二番目の○でございますが、中小企業全体の底上げを図ることが先決であると。最低賃金を上げることだけが議論になるのはおかしいと。生産性向上を図ったその結果として最低賃金を上げていくべきであるということでございます。

それから、最後の○でございますが、特に、世の中の変化に対応していない第一次産業や第二次産業の実産性を上げていくべきだというご意見でございます。

6でございますが、同時に進めるべきだというご意見もございました。ここにもございますように、下請取引適正化を含め国がやるべきことをきっちりとやっていただくこと、地方への応援、中小企業の応援ということと、最低賃金の問題を並行してするという事は、絶対やっていただきたいというものでございます。

7でございますが、今回の19年度の地域別最低賃金などの改定に対しまして、特に地方の円卓会議におきましてこういう意見がございました。

代表的な意見が2つございますが、今年の最低賃金はこれまでになく引き上げたことは評価していると。ただし、今回の最低賃金は改定により地域間格差が拡大したのではないかと。

原材料費が原油価格高騰によるコスト増が商品価格への転嫁ができない中で、19年度は大幅な最低賃金の引上げがこれはダブルパンチだと。このような引き上げをすると、企業は存続できなくなると。また、初めから大幅に引き上げを前提にする議論はなれたが、これには納得できないというものでございました。以上でございます。

(青木厚生労働省労働基準局長) 説明資料の5をごらんいただきたいと思います。

中小企業底上げ戦略のうち、最低賃金に関する進捗状況についてご説明いたします。

まず、今年度の地域別最低賃金の改定などについてご説明いたします。

17ページでございますが、7月13日に中央最低賃金審議会に対しまして、平成19年度の地域別最低賃金額改定目安について現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、成長力底上げ戦略推進円卓会議における賃金の底上げに関する議論にも配慮した調査審議をお願いいたしまして、全国加重平均で14円という、これまでと比べればかなり大幅な引き上げとなる改定の目安の答申が8月10日になされました。

この目安を参考にしつつ、18ページでございますけれども、地方の最低賃金審議会で調査審議が行われまして、その結果、7円からそこにありますように、20円、全国加重平均では14円、昨年の全国加重平均5円、これが19ページに載っておりますけれども、大幅に上回る引き上げがなされました。

その後、各都道府県労働局において、地域別最低賃金額の改定を行いまして、10月末日までにすべての都道府県で発行しているところでございます。

改定後の地域別最低賃金の全国加重平均額は687円というふうになっております。

それから、最低賃金法の一部を改正する法律についてご説明いたしたいと思っております。20ページでございますけれども、最低賃金法の一部を改正する法律につきましては、さきの通常国会に法案を提出いたしまして、継続審議となっておりましたけれども、11月28日に成立いたしました。この改正におきまして、最低賃金はすべての労働者について賃金の最低限を保障する安全網の役割を果たすべきであるということから、この役割を地域別の最低賃金が担うことと整理をいたしまして、それに対する必要な機能強化を図っております。

一方、産業別最低賃金につきましては、関係労使のイニシアチブにより決定され、企業内に

おける賃金水準を設定する際の労使の取組みを補完する面などがありますので、地域別最低賃金が担う安全網とは別の役割を果たすものとして見直しを行うとしております。

具体的には、そこにありますように地域別最低賃金につきましては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護との整合性を考慮することを明確にすることといたしました。また、各地域ごとに決定することを義務づけることといたしました。それから、地域別最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合の罰金額の上限を50万円に引き上げるということとございます。

また、産業別最低賃金については、関係労使の申出を法律上、必須の要件といたしました。申出があった場合において必要であると認めるときに決定することができるということにいたしました。また、その不払いにつきましては、最低賃金法の罰則は適用しないということにいたしております。

今後さらにこの周知徹底を図ってまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

(福水中小企業庁長官) 続きます、説明資料6をごらんいただきたいと思います。

先月に中小企業生産性向上プロジェクトというふうなものをまとめましたので、簡単にご説明したいというふうに思います。

まず、22ページ目をごらんいただきたいと思います。

22ページの左下に中小企業政策の政策理念というようなことを書いてございますが、中小企業は、我が国経済の基盤を形成する存在だというふうに位置づけて、中小企業の自主的な努力を支援していこうということで、その右にございますような4つの対応の基本的な考え方で対応していきたいということとございます。

一番下にございますようにこの4つを今年度から21年度までの3年間に重点的に実施いたしまして、全国80万社の中小企業において生産性向上に向けた前向きな取組みの創出を目指すということで進めていきたいと思っております。

23ページに一番目の付加価値の創造の項目があります。

付加価値の高いいわゆる富をもたらす産業を各地域でつくっていこうというふうなことで、主に4点書いてございますが、本年度から始まりました、地域の資源を活用して、新しい商品やサービスをつくって、これを都市や海外につないでいく、「地域資源活用プログラム」でございまして、地域、商品のブランド化などを進めていきたいと思っております。

経営革新支援、新連携支援、ものづくり高度化支援、こういうようなものも進めていきたい

と思っております。

3番目に「新現役チャレンジプラン」というのがありますが、今から団塊の世代が700万人ぐらい出てきますので、都市から地方へ、大企業から中小企業へというふうな観点で、マッチングを進めていきたいというふうに考えてございます。

また中小企業が共同で生産性向上のために行う設備投資の促進も合わせて図っていくということでございます。

24ページをお願いいたします。

経営力の向上でございますが、個々の企業、個別企業の経営力の向上を図る。特に、小規模企業に焦点を当てまして、財務状況の経営課題の把握でございますとか、外部資源の活用を進めていく。

2点書いてございますが、1点目はインターネットを活用いたしまして、個々の企業の財務会計ソフト等の提供によりまして、財務状況の把握、これを進めていこうという点と、先ほど申し上げました企業、人材、これを中小企業につないでいこうと、こういうふうな施策を進めていきたいと思っております。

2番目に、後継者難等の問題を解決ということで、事業承継の推進でありますとか、若手技術者の育成、こういうことを進めていきたいと思っております。

25ページに3点目の公正かつ効率的・合理的な事業環境の整備という点で、3点書いてございます。

1点目は公正取引委員会とも十分に連携いたしまして、下請取引適正を推進するという点が1点と。もう1点は、法律の運用とともに私どもで親と子が“win-win”の関係ができるようなガイドラインをつくりまして、今これの普及に努めております。取引関係のベストプラクティスが横展開できるような、そういうことを考えてございます。

また、地域の不況に陥っている企業の再生支援を各県の協議会を通じて行う。あるいは、過度に不動産担保に依存した融資から技術力や事業の将来性に応じた融資、そういう環境に整備していこうという点でございます。

最後4番目、26ページでございますが、中小企業の相当部分を占めますサービス業の生産性向上でございます。日本経済全体のさらなる成長の重要な鍵という認識のもとで、サービス産業生産性協議会とも連携しながら4点を進めていこうと思っております。

まず、1点目は、サービス産業を消費者の視点からサービス品質の見える化というようなことを進めて行こう。2番目が、供給サイドの方から製造業のノウハウなどをサービス産業にも

導入していこう。3番目が、個別産業分野の成長のための基盤の整備を進めていく。4番目に、業種ごとに指針を整備していくというようなことでございまして、この4点をこの3年間、集中的に施策として対応いたしまして、中小企業の生産性向上に努めていきたいということで進めていきたいと思っております。以上です。

(樋口議長) ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、所管大臣から何かご発言がございましたらお願いいたします。

(総務副大臣) 資料6の24ページでございますけれども、人材、資金の不足している中小企業にとって世界で最も安い事業となったブロードバンドを利用することもできまして、ソフトの維持更新等に依然として負担感があるということはご承知のとおりだと思います。

ソフトを買うのではなく、インターネットの接続先から必要な都度を使うことを可能とするASP、SaaSは世界最先端のブロードバンドネットワークが整備されている我が国ならではの生産向上の大変大きな宝だというふうに思っております。

しかしながら、ASPやSaaSの認識度は大変依然として低いものがありまして、またデータ管理を外部委託して本当に大丈夫なのかという素朴な疑問も払拭されてないところでありまして、そこで総務省といたしましては、一般の利用者によるASPやSaaSの比較、評価、選択を支援するためのASP、SaaSの信頼性にかかわる情報開示指針を11月に公表させていただきました。

今後、その指針を満たすASPやSaaSを認定する仕組みを検討させていただきまして、また利用企業や消費者などと連携をいたしまして、海外での事業展開を目指すASPやSaaSの事業者も出てきておりますので、関係省庁とともに我が国ASPやSaaSの世界展開を支援してまいりたいと思っております。

今後とも利用者の立場に立って、ブロードバンドネットワークをより有効に活用する観点からASPやSaaSなどの共通基盤を整備いたしまして、ICTによる生産性向上に貢献してまいり所存でございますので、よろしく願いいたします。

(樋口議長) ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、今の説明を踏まえまして、各委員からご発言をいただきたいと思っております。

なお、生産性向上と最低賃金の引上げに関する基本方針につきましては、先ほど事務局からも説明がありましたように、前回の円卓会議におきまして年内を目途に取りまとめることにしておりましたが、その後、最低賃金法の改正法案の成立までに時間を要したこと、さらには依

然として労使双方の意見の隔たりが大きいことも考え、取りまとめについては年内にこだわらず議論することとしたいと考えております。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、自由にご発言のほどをお願いいたします。

(高木委員) 最賃について発言させていただきたいと思います。

格差の問題がいろいろな指摘を受けておりますが、戦後最長の景気拡大といわれる中で、国税庁の民間賃金の実態調査等を拝見しますと、9年連続賃金水準低下、そしてそのことが現在の消費低迷の最大の原因だという指摘がなされております。格差の拡大と2極化、特に、低所得層の増加がすごい勢いで進んでいるという状況かと認識しております。

ちなみに同じ国税庁の調査では、年収200万円以下の人が4分の1近く、22.8%ですか、さらに300万円以下で見えますと4割近い人がそういう年収だという実態がございます。

この低所得層の増加は、必然的に社会の不安定要因の増幅という状況に結びついており、経済、社会活動の停滞、ひいては国民生活の水準低下を招いていると思っております。

あわせて、昨今の石油製品の値上がりや食料品価格の上昇、これらは特に低所得層を直撃しております、とりわけ地方では、大きな負担増となっているという悲鳴の声が聞こえてきております。

今年度の地域別最低賃金の引上げ、先ほどご紹介いただきましたが、Dランクのところでは7円から9円という引上げがございましたが、とても追いつかず、生活の質をさらに下げざるを得ない状況かと認識をいたしております。

特に、パートタイム労働者には通勤費が支給されておられませんので、この問題がかなり深刻ではないかと思っております。

次に、最賃の水準論についてでございますが、現行の地域別最賃は一般労働者の賃金水準や必要最低生計費の実態と比較した場合、その水準が余りにも低いんだらうと思っております。

改正最低賃金法が11月28日に成立いたしました。そのときの修正で、労働者の生計費を考慮するに当たりましては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるようにという文言を入れていただきました。

こういった文言を入れていただいたことを踏まえて、セーフティネットとしての最賃の水準を考えるべきではないかと思っております。本年7月9日に第3回の円卓会議で、当時はまだ最賃法が成立しておりませんでした。最賃法が成立した後に、本格的に最賃の引き上げを議論しようではないかという経緯にあったことも指摘をしておきたいと思っております。

皆さんご承知ように、日本の最賃は国際的に見ましても、とりわけ主要先進国の中では、ブービーが見えない、ブービーメーカーであることはご承知のとおりでございます。

労働者の生活の安定や労働力の質的向上を図ることが事業の公正な競争を確保するという意味でも大変重要な意義を持っているのではないかなど、そんなふうに思っております。

先ほど、最賃の引上げに対しまして、3つの視点をご報告されておりましたが、我々連合といたしましては、中長期的な最低賃金の水準を考えるに当たりましては、高卒初任給の水準を主要として考えるのが一番いいのではないかと考えております。

高校への進学率は、通信制の課程を含めて97.6%ということでございます。進学率の高いことや高校卒業後、親元を離れ、独立することが多い、そういう実態を考え、高卒初任給が社会人への入口であるというふうに言えると思っております。こうした実態認識から、高卒初任給の水準を指標として考えたらどうかと思っております。

また、最低賃金の引き上げを行うことによって、今AからDまでの4つのランク分けが行われておりますが、その間の格差を広げてしまうのではないかという、そういうご指摘もありますが、最低賃金の水準の引き上げにつきましては、DランクやCランクを中心に引き上げることによって全体の底上げが図れないものかなど、そんなことも思ったりいたしているところでございます。

なお、先ほども中小企業の生産性向上等に向けての施策のご紹介がございましたが、私どももこの中小企業の生産性向上等に対しまして、最大限の支援・協力をしていきたいと考えております。

(樋口議長) 次に佐伯委員からお願いします。

(佐伯委員) 今まで私は3回ほどこの会議に出させていただいて、いろいろな議論に参加させていただいたのですが、最初にちょっと今までのことを申し上げますと、この会議が成長力底上げ推進会議ではなくて、最低賃金底上げ会議になっているような感じがするんですね。これから本当に成長力の底上げという議論に私は入っていくべきだろうと思っております。

きょう、中小企業庁長官が、底上げの具体的な施策をたくさん述べられました。これは大いに期待しているところです。中小企業といえどもやはり研究開発が重要であり、零細企業ほどしなければいけないんですけれども、それが非常にいろいろな意味で難しいんですね。人的にも資金的にも時間的にも。

そこら辺をやることによって、本当の中小企業の底上げができるのではないかというふうに感じているものですから、一言申し上げました。

それから、もう1つ、簡単に申し上げますと、この前、舛添厚生労働大臣が、アビリンピックの静岡での表彰式にもいらしていただきました。障害者もちゃんとやればかなりのことができるんですね。そういうふうなことで、ここの項目の中で障害者の雇用をうたっているわけです。これは、障害者支援協会とか各県にありますので、かなり財政難で苦しんでいますけれども、一生懸命やっていますので、その辺を大いに活用して、障害者の技能アップとレベルアップ、就職の支援というふうに進めたらいいのではないかなというふうに思っています。以上です。

(樋口議長) 経産省から何か研究開発についてございますか。

(経済産業省) 先ほどの資料にも入っております、ものづくり高度化法という法律で、全国のいわゆる金型でありますとか、プレスでありますとか、切削でありますとか、日本の大企業を支える貴重な技術分野の支援をしております、佐伯会長のところは日本でも有名な技術力のある会社でありますので、先ほどのような発言であったと思います。

(樋口議長) では、大臣お願いします。

(経済産業大臣) 中小企業は、社内の研究施設も人材もないので、公のものを公共財として使うという連携が重要で、数年前、公設試との連携というのを私は調査させました。

この結果、うまく使っているところは非常にうまく使っているけれども、そういうことができるんだということがわからない中小企業の方が多かったと。ですから、公設試はあなたの研究所ですよということをもっと徹底せよという指示を出しております。

(樋口議長) では、岡村委員。

(岡村委員) まず、成長力底上げ戦略の議論のあり方については、先ほど佐伯委員がおっしゃったとおりだと思います。特に今回、中小企業生産性向上プロジェクト関連で大幅に予算が増額され、中小企業税制も拡充されるということで、中小企業にとっては心強い政策が出されて、大変ありがたいと思っております。

一方で、都道府県の小規模事業対策という面から見ますと、このところ年々減少方向にありまして、国の政策と地方の政策との整合性が取れていないという感じを強く受けます。

ご承知のように、全国の商工会議所の経営指導員は、都道府県予算をもとに経営指導を行っております。来年度の政府予算案では地方交付税が増額されているということもあり、地域小規模企業の底上げに向けまして、経営指導員が現場で力を発揮できるように、都道府県の小規模事業対策予算の確保に向けて、政府からもぜひ都道府県に対しての働きかけをお願いをしたいというのが第1点でございます。

最低賃金の話ですが、これは山口前委員からも繰り返し申し上げていたと思いますけれども、やはり生活保護の基準という問題をどうとらえるのか、もう少し突っ込んだ議論を具体的にしてい、しっかりとしたデータをもとに論ずるべきではなかろうかと考えます。

ましてや、現在、先ほど申し上げた中小企業の生産性向上プロジェクトがいよいよ本格的にスタートしていく中で、その成果を見極めつつ、最低賃金の問題を考えていくというプロセスが必要であるということ。同時に生活保護の積算根拠、あるいは最低賃金の積算根拠というものをもっと掘り下げて、具体的に検討していかなければならないのではないかと考えます。

現在では、中小企業の状況というのは、残念ながら非常に悪い。全体の71%の従業員が働いている中小企業の業況判断、D Iがマイナスという非常に厳しい局面にあるということも、他方で事実なわけです。そこの経済情勢をよく判断されながら、長期的な視野で物事を考えていくプロセスをやはりつくっていただくということをお願いしたいと思います。以上です。

(樋口議長) そうでしたら、桜田委員、そして丹羽委員、清成委員。

(桜田委員) 5点ほど申し上げたいと思います。

まず、1点目は、円卓会議と最低賃金審議会との整理ということではありますが、中央最低賃金審議会における議論とそこで示される目安を尊重しながら、地方最低賃金審議会の自主性を発揮する中で、その水準を引き上げる必要があります。その三者構成の審議会で決定されるということ尊重する。このことをまず改めて確認しておく必要があると思います。

そのためには、この円卓会議が目指す方向についての議論と中央最低賃金審議会の審議と答申の関係についてもきちんと整理して、委員全体で共通認識としておく必要があると考えております。

2点目ではありますが、中央と地方の円卓会議について、この間、地方では会議は行っているけれども、いまだ労使での共通認識が持てておらず、主体的な話し合いができてないといった話も聞こえてきます。そうしたことから地方の円卓会議の役割について、改めて確認する必要があり、中央の結論を受けて、地方で受ける議論をするべきテーマについては、きちんと仕分けするべきだと思います。

その上で、地方の労使、自治体等の関係者の共通の認識をもって、共通の政策についての議論をする場とするべきであります。

中央円卓をそれぞれの地域課題を踏まえる中、底上げに向けてしっかりと機能させることが大切でありまして、中央のリーダーシップの発揮が求められると思います。

3点目ではありますが、お手元に連合から取引関係の改善に関する少し厚い資料をお配りして

おります。連合はこのたび連合総研と共同で、中小企業における取引関係に関する調査を行いました。この結果、74.4%の企業で取引先から単価切下げの要請があり、そのうち35%は1年に複数回の引下げ要請を受け、一部では賃金や一時金にも影響していることがわかりました。

さらには、12.8%の企業で下請法違反と思われる行為があったと答えています。

中小企業の生産性の向上にとりましては、取引関係の適正化・改善が本当に不可欠であります。7業種についてはガイドラインもつくられましたけれども、今後は他の業種についてもガイドラインをつくる必要があると思います。また、その周知徹底、ガイドラインの遵守についても積極的な取組みが必要だと考えます。

4点目は、先ほど来話が出ていますが、地域興しと中小、とりわけサービス産業についてです。地方経済の疲弊が言われて久しゅうございます。地方には多くの中小がありまして、とりわけその約75%がサービス産業が中心の内需型産業といえます。ここに最賃の影響を大きく受ける多くの女性、パートタイマー初め低賃金で働く人たちがいるわけでありまして。

中小企業の低生産性の問題の多くはサービス産業の問題とも言えるかと思えます。

また、地方に優良な雇用の場が少なく、親元で暮らしていきたいけれども食っていけない。結局は、学校を出て何年かして、やむを得ず都会に出てしまうという、過疎と都心部の集中という問題が助長されてしまうということがあると思います。

限界集落とかシャッター通りとかの問題が日増しに深刻化してきていますが、一方で息を吹き返してきた地域もございます。こうしたところは自立の気概を持って地域の特性を生かした地域興しをしっかりとしています。質のよい雇用を中心に地域全体でお金が回る仕組み、すなわちトータルな地域経営の視点が私は生かされていると思います。

ですから、先ほど来ご報告がありますような中小の生産性のプロジェクトとともに、とりわけサービス産業の生産性協議会を中心にサービス分野の生産性向上に官民、学識者を挙げて注力するということが大事だと思います。

それとともに、前述の地方円卓等を活用して、地域に合った処方箋づくりを望みたいと思います。愛着ある地域で真っ当に暮らしていけるようにしていくということが不可欠だと思います。

最後5点目、いわゆる貧困層の増加が社会問題となっています。医療、年金、社会保障の負担をしたくてもできない、ワーキングプアの人たち、こうした働いても暮らしていけない人たちがいる。また一方で、福祉や介護の分野では、逆に時給の高い他産業にシフトするということが大切な分野で人手不足が起きているというようなことも言われています。こうした社会

課題の多くは、働くことによって生活できる賃金が保障されていないことに端を発しています。国民がお互いに支え合う力がなくなれば、国そのものが壊れてしまいます。

また、いわば国策としてのワークライフバランスも真剣に取り組む必要がありますが、その実現には、労働時間の適正化だけでは済まないのです。何よりも働き方にかかわらず生活できる賃金保障というのは欠かせません。働いているのに生活ができないというのは、日本の力から見て、どう見てもおかしいと思います。やはり最賃法に盛り込まれた精神であるところの、生活の最低ラインをはっきりさせて、それ以下の労働や賃金を認めないという、こうした社会づくりにそれぞれが知恵だしをするという観点での議論をぜひこれからもお願いしたいと思います。以上でございます。

(樋口議長) では、丹羽委員、お願いします。

(丹羽委員) いろいろご意見は立場によってあるかと思うんですけれども、今回の円卓会議でいろいろ議論された結論は大変私はよかったと思います。

特に、来年のアメリカの経済がやや不調ということでもありますから、いよいよ日本の経済を国内主導の経済成長に切り替えていく必要がある。その意味でも先ほど出ておりましたが、最賃法の改正、少なくとも労働者が健康で文化的な生活ができることを保障するという今度の改正も大変時機を得たものであろうかと思えます。

つまり、国内消費への切替えをするために、最賃の引上げというのは大変重要な決定だろうと思います。しかし、要は、これをどう実行するということが大切であります。会社は社会的な存在ということもありますけれども、今、労働者の42%が30人以下の会社の従業員であるということは重要に受け止める必要があります。従って、中小企業と一括りするのではなくて、特にこのクラスの会社の従業員に対して、最賃法を守らせるということが私は大変重要なことだと思います。

といいますのは、10人とか数人の会社では、もし違反があってもそれを訴えることは難しい事情がある、と言われております。そのような状況がありますから、やはりその分十分にウォッチしていく必要があるだろうと思います。

それから、もう1つ申し上げたいのは、中小企業にそれだけの負担がかかるということでもありますけれども、これは甘利大臣がおっしゃったように経産省として別途中小企業を支援する政策を打っておられるわけでもありますから、最賃法と別に考えていく必要があるだろうというふうに思います。

又、国民全体の中で低所得者に対する最賃引上げの実行というものは、ただ単に政府とか官に

頼るだけでは駄目で、民も一体となって努力をしていかないと、なかなか難しい。大手企業も中小企業と協力して、先ほど経産省の話がありましたが、SaaSとかそういうITの普及についても一体となって努力をすべきでありますし、政府や官だけに頼るというやり方では、国民経済の成長に本当に寄与する政策にならないであろうと思いますので、民間としてもぜひ政府の政策に合わせて協力するという姿勢を持つように、この会議としてもアピールしていただく必要があるかと思えます。

(樋口議長) 清成委員、お願いします。

(清成委員) 3点だけ述べたいと思います。

中小企業の生産性向上というのは、そのとおりになんですけれども、問題は、中小企業一般ではなくて、特に地方の中小企業ということではないかと思えます。

地方の中小企業の生産性向上だけではなくて、やはり新しい産業をどう興していくか、農業も含めてであります。

特に、人口減少社会にもう既に入っている地域、例えば限界集落を抱えているところ、こういうところが今実は大変なんです。

こういうところでは、地域再生人材というのを育成しなければならない。育成しなければならないにもかかわらず、それが果たせないというようなことであります。

学校基本調査によりますと、今年の3月の高校卒業生、大学に進学した者のうち、青森、新潟なんかは90%が東京へ来てしまうという、こういう状況、県外に出てしまう、ほとんどが東京だということなんです。いったん東京で教育を受けると東京で就職してしまうということになるわけですね。

したがって、地方の大学で、これは国公私立にかかわらず地域再生人材を育成しなければならない。これを経営力ということと、それから中小企業の基幹労働力の教育ということになるわけです。

第2点目の問題は、教育機関の場の問題であります。地方の大学、国公私立を問わず、人材が不足している。したがって、教育力が低下しているという問題があるわけでありまして。私立大学の4割、四年制大学の4割が定員割れを起こしております。短大の場合には、6割が定員割れということですね。これはほとんど地方であってかつ小規模なものであると。

それから、日経新聞がトップページで取り上げておりましたけれども、大学、短大法人の中で98法人が経営破たんという大変ショッキングな記事でありました。これは、実は私が中心となって取りまとめた報告書の結果になるんですけれども、フローとストックの両面からチェッ

クして破綻の危険があるのは、大体700校のうちの100校ぐらいがもうそうなっていると、こういう状況にあるわけです。

これが地方であるということでありまして、教員含めて人材が流出してしまうと。したがって、教育力が低下してしまう。したがって、地方のこういう大学教育を一体どうするのか。これが非常に問題になります。特に、地方の私立の理工系大学、これの凋落が大変なものがあるということでありまして。したがって、地域再生人材を教育することに地方の大学が実施しなければならないと、こういう問題があります。

それから、3点目が、他方で、経済産業省と文部科学省のジョイントのプロジェクトで、産業界のニーズと大学の教育をフィットさせなければならんという、こういうプロジェクトが進んでいまして、たまたま私は経営管理人材について、その取りまとめを担当しているんですけども、本来ですと、先行して地方の中小企業、地方の産業界と大学のジョイントということを進めなければならぬわけですけども、しかしさしあたりは大企業、中堅企業の人材教育に関しては、大学と産業界のすり合わせをやっと始めたところでありまして。

したがって、地方の円卓会議でぜひこうした地方における大学教育と産業界のニーズというものをマッチさせるような、こういうプロジェクトが重要ではないかと思えます。

しかしながら、文部科学行政は、高等教育政策に関しては、実は文部科学省が担当していますので、中央でやっているということになるわけです。したがって、都道府県では大学に関しては、全く実態が把握されていないという状況があるわけです。

したがって、中央と地方の円卓会議とリンクしなければ地方の大学教育を刷新するということとはまず不可能だというふうに思います。これは、やはりすぐにやっていただきたいと思うわけです。以上です。

(樋口議長) 小島委員、太田委員どうぞ、お願いします。

(小島委員) ちょっと一般的な考え方ということなんですが、まずキャッチフレーズで「福祉から雇用」というんですが、ちょっと抵抗があるんです。雇用こそ最大福祉というような発想で考えた方がむしろいいのではないかという感じがします。

その場合、要するに働く意欲を確保しなければならなくて、働く雇用へのインセンティブ、その部分だったら、生活保護を下回る賃金というのは、キャッチフレーズと逆行するわけで、それと同時に、既にご指摘がありましたけれども、10年前に金融パニックが起こって、その翌年かちデフレが始まったんですが、一番大きなデフレは所得のデフレであって、家計所得が9年間下がりっぱなしで、しかし幸いなことに消費はつんのめらなかった。

しかし、その結果、10年前に16、7%だった家計の貯蓄率が今は2%というところまで落ちているわけです。もう限界があって、アメリカその他の経済調整があると、国際輸出に依存している経済というのはなくなる。やはり内需に転換する。とりわけその場合消費ですね。ということでやはり消費は雇用が支える。ある程度の雇用であり所得が支える。ある程度の所得の伸びが社会経済に全体として確保されることが企業の発展、それからよい循環に切り替わる一番重要なポイントではないかという感じがします。

それから、働く者、若者、若い貧困層というのはやはり結婚もできない。結婚しても子供ができない。まさにこの問題が少子化対策で一番欠けている視点のところだと思います。

このままいくと、日本の人口、50年もたてば、8,000万ぐらいになり、500年余りたつとゼロに限りなく近づくということですから、この点で発想を変えてやらないと、日本の社会全体が消滅へのプロセスに入ってしまうと心配しています。

それから、もう1点は、中小企業といってもハイテク、高付加価値を生み出している新しい分野にチャレンジしているものもあり、いろいろなので、それを一括りで議論するのは問題であるという点です。

それから、最後は、1つの教訓として、1970年代、1980年代、アメリカは散々な経済停滞で、とりわけ大企業不況と言われていましたが、その結果、人材が中堅企業にどんどん移動して、90年代から復活して生産性が逆転して高くなったんですね。ですから、中小企業、中堅企業、そういうものも生産性を上げるために一番リードしているという点があるので、ちょっとそういう教訓も含めて考えていきたいと思います。

(太田委員) 7月9日の合意そのものが大変意義が大きかったと思いますし、私どもその後、地方で審議会を開いて、時給への引上げということを決めたわけですが、一番難しい中長期の引上げ幅をどうするかということが残ったわけです。

先ほど、清成先生の方から、地方の中小零細企業、大変だというお話が出ましたけれども、実は大都市圏の中小零細企業も大変なんです。

大阪府でも、最近のところの倒産件数を見ますと、16年でくらべて18年というのは、1,000万円以下の資本金の中小零細企業が1.5倍になっていて、倒産件数に占めるシェアも45%から60%に増えているんです。コスト高等の経済環境の悪化ということが大変大きいと思うんですけども、私どもこれに対応していかなければいけない。

一方で、岡村委員がおっしゃいましたように、自治体が行う中小企業対策というのは、これは一般財源によるところが大変多いものですから、削らざるを得ないというところに今追い込

まれているのではないかと思います。

20年度の地財対策がこの間決まりまして、おかげさまで交付税については4.9%伸びるというところでございましたけれども、ご承知のように4,000億円の地方再生対策というのが決まりまして、東京、大阪、愛知、神奈川という最も中小企業の集積している地域の一般財源が国に逆移譲されるということになりました。これは、私は大変大きいと思っております。

特に、愛知、大阪、神奈川というのは、中小製造業の出荷額では1位、2位、3位。ここから一般財源が減っていくということは、きめ細かな中小企業対策、あるいは生産性向上プロジェクトに協力していくという地方自治体の体力というものが私は心配されるべき時期に来ていると思います。そのため、そういうことのご配慮をいただきながら、この最低賃金引上げというものが先行するということがないように、中小企業、地域経済にとって大きなダメージのないような形で、中長期対応を進めていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

(樋口議長) ありがとうございます。

一通りご議論いただきました。会議のまとめに入りたいというふうに思います。

今回は、さまざまな意見がございました。そこで円卓会議を来年のしかるべき時期に開催し、中長期的な基本方針について議論を進めることとしたいというふうに考えておりますがいかがでございませうでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ほかになれば時間もまいりましたので、本日の会合はこのあたりにしたいと思っております。

なお、会合の後の記者会見につきましては内閣府で対応してもらおうというふうに思います。

最後に、官房長官から、一言お願いいたします。

(内閣官房長官) どうもありがとうございました。

いろいろなお立場で、相当いろいろな考えがあり、これをまとめるのはなかなか大変ですが、よろしくをお願いいたします。

さっき佐伯委員が言われた最低賃金引上げ会議ではなくて、成長力底上げ戦略をここでつくるといふ基本はやはり大変重要なポイントだと思っておりますから、そういう意味で、また今後率直なご議論をいただき、また来年のしかるべき時期におまとめをいただくということによりお願いをしたいと存じます。

中小企業の生産性向上は非常に重要な課題でございます。同時に働く人も大切だと、その両方をいかにマッチングするか。内閣全体としてしっかり取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

(樋口議長) ありがとうございました。

それでは、本日の会合はこれで終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

—了—